

# シンポジウム 税務行政のデジタル化と税理士業務を考える

AI(人工知能)やICT(情報通信技術)といった技術革新によって、ビジネスを取り巻く環境の変化はもとより、税務行政においてもデジタル化による抜本改革が行われようとしている。先ごろ発表された国税庁の「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」によると、こうした最先端技術を取り入れた税務調査や税務相談など、近未来型の税務当局の姿が見えてくるが、それにより、税理士業務の何がどう変化し、何が求められてくるのだろうか。そうした観点から徹底討論した第4回会計事務所博覧会(ゼイカイ主催、10月20日開催)のシンポジウムをレポートしてみた。

モデレータ	パネラー
 <p>杉山 靖彦 税理士 (東京・新宿区)</p> <p>AI、フィンテックで 税理士の働き方が 大きく変わる</p>	 <p>遠山 優里 税理士 (東京・豊島区)</p> <p>電子申告の義務化、 税務調査への 対応で動向に注視</p>
 <p>木南 誠 税理士 (東京・千代田区)</p> <p>インボイス処理の 手間を「税理士へ 丸投げ」に危機</p>	 <p>井原 英貴 税理士 (静岡・三島市)</p> <p>会計データの国際標準仕様 「XBRL」技術は 必須アイテム</p>

## 電子申告とマイナンバーの関連で見えてくるもの

**杉山** まず、税務行政のデジタル化を考える上で重要な電子申告から、お話を伺いたいと思います。ご存知のように電子申告の導入件数は平成24年頃から着実に伸びてきました。会計業界において、電子申告は大きなテーマですが、まず、木南先生から電子申告への対応とマイナンバーの関連性についてお話しください。

**木南** 税理士の業務にオフコンやパソコンといったものが入って来て、さらに近年、仕訳の自動化など技術の進歩が加速度的に進んでいると感じます。電子申告は普及に10年ほどかかったのに、今年にはインターネット上で個人情報のやりとりの記録が確認できるマイナポータルと繋がるなど、大きな変化がありました。マイナンバーはカードの発行率こそ低いですが、個人納税者のe-Tax利用を簡便化するための準備が着々と進んでいます。今思うと、マイナンバーは将来やってくる税計算の自動化の伏線だったのだと思います。

**杉山** 確かにそういう見方もできます。

**木南** マイナンバーという一つのキーでつながったことによって、税理士が気づかないうちに役所がほぼ所得を捕捉してしまうという状況が生まれ来て来ると思います。今年、私は納税者から平成28年分の確定申告を依頼され、申告書をe-Taxで送信しようとしたところ、エラーが発生して受理されなかったという経験をしました。これはおかしいと調べた結果、違う納税者のマイナンバーを誤って入力したことが原因でした。もちろん、正しい番号を入力すれば何も問題はなかったわけですが、試しに納税者のマイナンバーを入力しないで、空欄にして送信してみたところ受理されたんですよ。これにより私は、「利用者識別番号とマイナンバーを既に税務署のほうで捕捉しているから受理されなかったんだ」と思ったわけですよ。

**杉山** いずれにしても、マイナンバーというもの、既に行政の側では、国税も地方税も全部個人と紐づけられており、それによって、税理士側が気づかない是正であるとか、場合によっては拒否もするということですね。税務行政の変革について遠山先生にお話を伺います。

**遠山** 私は昭和163年から平成28年まで、約30年間国税局に勤めておりました。ご存知のように、税務当局では昭和59年から62年にかけて、コンピュータによる事務処理を行うオンラインシステムを導入しました。データ量が多いとオンラインでは処理しきれないため、当時はデータをまとめて一括で処理するバッチ処理が中心でした。その

バッチの手入力を一生懸命するというのが税務職員の仕事だったんですよ。その後、「国税総合管理システム」(略称=KSKシステム)が誕生し、平成7年から13年にかけて段階的に導入されました。「KSK導入で事務が楽になる」と思いましたが、実際はそうでもなくて、バッチ入力に代わって導入されたOCR(光学文字読み取り装置)は万能ではなく、読取率はせいぜい6割。まして手書きであればさらに低い。だから、結局は人間が手入力で補正しなければなりませんでした。その後、平成16年にe-Taxが導入されましたが、従来に比して多くのデータを蓄積することが可能になったにも関わらず、必要な解析・分析は思うように進まない面もありました。しかし、KSK導入は税務行政の効率化に資するメリットは相当高いものであったと思っています。最近では、国税庁のホームページに税務行政の将来像が掲載され、税務行政の抜本改革として、AI(人工知能)を用いて税務調査や税務相談への対応もデジタル化していく、という記述が印象に残ります。税務行政のスマート化、すなわち業務効率化は避けられないテーマであり、当然、税理士の業務にも影響を与えることにもなります。その一方で、マスコミ報道によると、電子申告の義務化が取り沙汰されていますが、正式に署内の職員レベルには伝達されておらず、今後の成り行きが大いに注目されることろです。

## 来るべき消費税電子インボイスにどう対応？

**杉山** ちょっとここで心配になってくるんですけど、消費税増税に伴い軽減税率が導入され、平成33年4月からインボイス方式がスタートします。インボイス導入で経理処理の手間は確実に増えることが予測されます。そこで、「消費税電子インボイス」に関連し、適格請求書データを円滑にやり取りできるようにするためのデータ標準化についてお聞きしたいと思います。

**井原** 一般社団法人「XBRL Japan」に所属しております税理士の井原です。XBRLというのは、会計データの国際法上のフォーマットを指します。現状でも税理士事務所を悩ませる会計ソフトの「互換性」の問題がありますが、1998年にアメリカの公認会計士が最初に提唱したXBRLという会計データの標準フォーマットを用いれば、それらが一挙に解消されるはずですよ。実は税理士なら毎月使っているもので、法人税電子申告の決算報告書はXBRLを採用しています。そのほか、世界中の国税当局や金融庁の有価証券報告書のインターネット公開、日銀、証券取引の監視機関などでも、この

XBRLの技術が使われています。

**杉山** 使用範囲は拡大傾向にあるというわけですね。世界共通フォーマットを使うことで、例えば元帳で申告するということが、XBRLで技術的に可能になるのでしょうか？

**井原** すでに、技術的にも可能な段階にきており、仕様も完成しています。エビデンスがあると領収書なんかもXBRLで記述もできるとか、そういう段階までできています。協会として今はまだ試行の段階なのですけれども、消費税のインボイスをXBRLで記述するというのを試しているところですよ。インターネット上でインボイスのデータを収集して、それを事務所の会計ソフトに入力するだけで、自動的に記帳業務を遂行させることも将来的に可能になりそうです。

**杉山** なるほど。こういったものをベースにしながら、元帳を申告で提出したりですとか、インボイスに関しても、データでやり取りするということができるようになるということなんでしょうけれども、これは税務当局からしても嬉しいことではないのでしょうか？

**遠山** そう思いますね。税務当局としては大歓迎なんじゃないかなと思います。現役時代のことを振り返れば、まさにありがたい存在なのは確かです。しかし、現状では、やれフィンテックだ、クラウドだと言ってもデータ標準化が出来ておらず、データのやり取りは簡単にはできないでいうよね。

**井原** 現在は皆さんもご存じの通り、電子帳簿保存法という法律が施行されています。それは例えば帳簿の情報を電子保存しておけば、それを調査官が調査の対象として認めてくれるという法律です。それについては、特に標準的なフォーマットというのが指定されていません。仮に、調査の通告があったときに、XBRLという標準フォーマットでデータを税務署に提出した場合、あらかじめ署内でデータの見読をすることができるので、今まで3日かかっていた臨場調査が、今後は事前にデータチェックを行うことで、それこそ3時間程度で終わることも考えられます。

## 税理士事務所を悩ます会計データ「互換性」問題

**杉山** 会計ソフトのデータ乗り換えは結構大変だったりするんですが、全部電子で繋がったらすごく嬉しいな、楽だなあとと思います。しかし、それは会計事務所の立場であって、中小・零細企業が果たしてそういう技術的にやったことがない電子化の波に乗れるのかは疑問です。

**木南** 話の流れから、少し不安な気持ちになってきました。インボイスを発行できる事業者は特別

なソフトウェア等の購入が必要で、その発行の手間やコストは小規模事業者には痛手です。できないのであれば結局、会計事務所が処理することになるのだと思います。

**杉山** 課税事業者としてのインボイス番号を相手に伝えなければ、仕入先、つまり買った相手先というのはそれを課税仕入れできないことになる。たとえ相手が課税事業者だとしても、その番号が無ければ、課税仕入れできないってことですよ。

**木南** インボイスは、紙で法的にも発行できるのかということも確かに非常に心配なところですよ。ですから、受け入れ側(インボイスを受領する側)はちょっと大丈夫かなと思ったりするんですが、遠山先生、行政としてはインボイスが導入されると課税事業者の税務調査をどうやっていくかという問題もありませんか。

**遠山** 事業者番号などのインボイスの記載事項が本当に正しいものかどうか、架空の、すなわち何か自分で作った偽物のインボイスではないかなど、確認しなければならないので相当な負担となるでしょうね。しかもインボイスが紙だったら、膨大な事務負担量となることが想定されます。税務調査でインボイスの全部を確認しなければならないとなったら、それこそ税務調査はパンクすると思いますね。でも、電子インボイスだったらきっと調査は楽ですよ。

**井原** おそらく5年先には、手書きの領収書を読み取り、自動仕訳する技術も進化して行くので、インボイスに移行するなら、読み取り精度を下げないよう領収書のフォーマットを全事業者統一にすとか、読み取りで消費税の控除額や方式を判定できる仕組みもあったらという願望はあります。

**木南** そういう実務的な面からみると、必ずしも電子のものがいいわけでもないし、手書きだから優れているものもある。全部こういう流れに乗せるというのはほんといのいのかというのは、実際、実務の中でちょっと疑問になる部分もあります。恐らく、今、実務をしている税理士の先生方の得も言われぬ将来への不安感というのは、この辺りにあるのではないのでしょうか。

**杉山** なるほど。ところで、インボイス導入の先進国である韓国のケースはどうなんですか？

**井原** 韓国のインボイス制度は、非常に巧妙な仕掛けをしておりまして、捕捉率が非常に高い。税収を上げるために税率を上げるのではなくて、捕捉率をどんどん上げていくやり方をしています。レジに入力された内容が、購買者のマイナンバー付きで国税庁のサーバに送信されているんです。レジでマイナンバーカードを提示しないと領収書は交付されません。韓国では、一般商間(BtoB)取引

の場合はインボイスで捕捉し、小売の売上状況を国税庁がほぼリアルタイムで捕捉しており、当然、電子化されています。

**遠山** 韓国は、クレジットカードとか電子決済が普及しているんですね。やっぱりそういうものがないと、今のこの制度というのはできないですよ。

**井原** そういことですね。韓国ではまず透明化を進めるために国民にクレジットカードを持たせるということから政策を始まりました。クレジットカードの利用状況は国税庁が把握していますが、現金取引の場合はそれが捕捉されないという問題点が浮上したんです。それを解決するために、マイナンバーカード利用による二段構えの制度で運用されています。そして、実際、クレジットカードとマイナンバーカードが一枚のカードにもなっています。

## 避けられない「電子データ化」に課題山積

**杉山** そういことなんですね。確かに我が国のマイナンバーのロードマップを見ると、マイナンバーカードに様々な機能を集約する構想になっていますね。本格的なインボイス稼働までの移行期間は3年ほどあると聞いていますが、やはり電子化は避けては通れません。

**井原** 国が何か制度を作ってくれるのを黙って待っているのは駄目だと思うんですよ。税の専門家である税理士が現状に即した制度案を提言するくらいの気構えが必要です。

**遠山** 税務当局はスマート化を目指して、今後、予算の制約を踏まえながら詳細な検討と環境変化に応じた見直しを行っていくでしょう。私たちはAIの進展、データ標準化、ビッグデータの活用方法に注視すべきです。当局サイドからしてみれば、仮に申し入れや要望があっても、セキュリティ面などの十分な検討が必要なわけで、そう簡単に動くわけないと思います。

しかしその一方、システムについては当局よりも知識や技術面で優るシステム開発メーカーが提案したものに踊らされてしまう危険性があるということを私自身すごく思っていました。当局はデジタル化に対応できる人材の育成が急務だと思います。そして、フィンテックやインボイスによる取引形態の変革によって、税理士の業務に少なからず影響が出てくるのは明らかです。税理士は常に情報収集に努め、業界として建設的なメッセージを発信し続けることが重要なのではないのでしょうか。

**木南** 結局、現場の実務を掌握している税理士自身が、自分が将来どういう業務をやることになる



▲専門家ならではの視点で熱い議論が交わされたシンポジウム

のか、その見極めをちゃんとしなさいといけないのではないかなど。先ほど、韓国における税の捕捉率の話がありましたが、税制改正大綱で軽減税率とセットで語られている「インボイス問題」も、今後の消費税アップで見過ごせなくなった「益税」を排除するための措置でもあるわけで、いろいろな観点を見ながら僕ら税理士という立場の人間が、「実務に即した制度になるように」と声を大にして叫ばなくてはいいないと思います。

**杉山** そうですね。インボイス方式が入るとどうなるかというのは、単純に電子化の話だけで完結しませんから。

電子化のところを突き詰めていくと、起票や入力、さらには証憑整理までもが自動化される技術が整いつつあることから、極端な話、10年後には「えっ、仕訳って人がやっていたの?」っていう時代が来るんじゃないかなと思います。そうすると、税理士の働き方も随分変わってくるのではないのでしょうか。ただ、機械的な作業は別にしても、税務の判断という業務領域は絶対残るでしょうから、この分野をどう極めて行くかが課題ですね。

**井原** 確かに、世界標準フォーマットのXBRLという技術が導入されれば、間違いなく業務効率化が図れます。だから、みんなで共通理解を持って転用していくのが理想です。ただ、この技術も万能ではなく、状況に合わせた判断が必要という場面では対応がしづらい。自動化に関して言えば、こうした技術の進展により税理士の仕事が奪われるのではないかと危惧する向きもあるようですが、決して税理士の仕事はなくなるならない。人間が判断することにはどうしてもやっぱりチェック役が必要だろうということが鉄則になるんじゃないかなと思ってます。

**遠山** 消費税軽減税率やインボイスなどの導入によって業務量の増加が見込まれており、国税当局としてもマンパワーが減少する中で、ITに頼らざるを得ない状況があります。しかし、ITですべての問題が解決するかというそうではないでしょう。法人申告書作成がシステム化されて、却って申告内容を網羅的に把握することが難しくなったと感じている方は多いと思います。いくらシステムの活用で技術的なカバーがたくさんできるとしても、人間の能力が必要とされる仕事は今後も残り続けるのではないのでしょうか。

**杉山** やっぱインボイスというものをきっかけにして、いろんなものが混乱していろんな情報が錯綜するんだろうな。結局のところやはり情報を取り続けることが一番重要だと思います。本日は貴重なご意見をいただき、どうもありがとうございました。